生田長江入門セミナー

町出身の文化人を知る



ション。

ープに分かれてトークディスカッ

黒坂の元気づくりに向け

熱い議論が交わされていました。

黒坂の活性化のためにみんなで考える

口

黒坂フェスタ番外編「ここから始まる黒坂の元気づくり」 共に考える黒坂 \tilde{O} 未 来

始まる黒坂の元気づくり」 イベントが行われました。 5 月 22 日、 町公民館で、 「ここから と題し

振興監の 議会の 編として企画された同イベント。 などについて講演を行いました。 は、 また、講演会の後は、 小林清さんや、 いんしゅう鹿野まちづくり協 川上宏さんが、 7~8人の小 町中山間地域 まちづくり 今

参加者からも意見が飛び交う

当日は、

白つつじの会

生田田

長

入門セミナーが行われました。

旦

延暦寺

(根雨)

で、

生田長 6 月 に

て深く知ってもらおうと、

出

身

の文化

生

田

長江

顕彰会)

解説。 代に 江 4 V

自身の

論を交えながら紹介

残した優れた業績や思想など

河中さんは、

Fさんは、生田長江が現会長の河中信孝さんが

績に触れ、 似に触れ、 参加者の 、郷土愛を深めた様子で。町の偉大な文化人の業のなかには、県外から訪

根雨地区雨水排水路現地説明会



説明を受ける根雨地区の皆さん

5月16日、根雨地区内で、令和3年度に設 置が完了した雨水排水路についての現地説明会 が行われました。

根雨地区のまちなかは小さい水路が多く、こ れまでは大雨のたびに水路から水が溢れていま した。そのため、大雨時の排水を板井原川に流 すよう、地区内の水路を新設。排水方法や、新 設した樋門の役割などを、根雨地区の自治会長 などに向け説明しました。

第 105 回 日野弁な 日野川にアイにコイ!

行われている黒坂フェスタの番

外 毎

黒坂地区を活性化させるため、

なっていましたが、見域でのアユ減少が問賑わいます。近年、日川はアユ釣りの太公は では「アイ」とも)の語源 数も増えてきているとかで、 る」という意味の -こぼれ落ちる」「滴り落ち はいったい何でしょうか。 ています。 アユ王国」復活が期待され さて、 期に川を下る様子から、 もっとも有名な説は、 はアユ釣りの太公望らで 待ちに待った6月、日野 その 減少が問題に アユ(日野 最近は 日野地 産

ないでしょうか。

です。

から来ているというものが 「あゆる」

マンチックな手同居する日野川

やじざ

する日野川。

ませんか。

ありまっ には神秘的に思えたのする味が、古代の-える食物だったことか **饗**」に由来するという説も Ŋ # す。 す。 あの独特の香 ま 古代の人たち た、 神 ので 前 12 は 気 5

川名物として名高いのがコイそして、アユと並んで日野 淡泊で上品な味で、「洗 なんと口イ(恋)が $\bar{\mathcal{O}}$ 協力:日野町歴史民俗資料館友の会

名物料理のひとつでした。

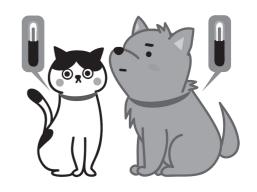
アイ(

愛)とコイ(恋)

い」や「鯉こく」が日野町

購入した犬や猫のマイクロチップ 情報の登録が**義務化**されました

令和4年6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。新たに犬や猫を飼い始めたら、「マイクロチップ情報の変更登録」が必要です。



6月1日以前から飼っている犬や猫、またはペットショップ以外から入手した犬や猫の場合は、装着は義務ではありませんが、災害時や迷子になったときに備え、マイクロチップ装着と情報登録をおすすめします。

マイクロチップって何?

マイクロチップは、直径 1.4mm、長さ 8.2mm 程度の円筒状の小さな電子機器です。マイクロチップを装着し、その情報を専用のリーダーで読み取ることにより、犬、猫の身元を確認することができます。迷子のほか、災害や盗難、事故などの際に、保護された犬や猫の飼い主を特定し、連絡することができるようにするものです。これまで、マイクロチップを装着したことによる障がいはほとんど報告されていません。

ペットショップから犬や猫を購入したら、何をすればいいの?

1 マイクロチップの 識別番号、暗証記号の確認

ペットショップなど、前の飼い主から渡された「登録証明書」に、 マイクロチップの識別番号、暗証記号が記載されています。

2 マイクロチップ情報の 変更登録

パソコンまたはスマートフォンから、「犬と猫のマイクロチップ情報 登録」のサイトにアクセス。

ガイドに従い、必要事項を入力してください。

【情報登録サイト】https://reg.mc.env.go.jp こちらの QR コードからもアクセスできます。





3 登録証明書のダウンロード

画面に表示される「登録証明書」をダウンロード。

- ※「登録証明書」は、次回手続きの際に必要となりますので、 大切に保管してください。
- ▼オンライン申請のほか、紙での申請も可能です。
- ▼手続きの流れや、手数料などについては、以下の窓口までお問い合わせください。

マイクロチップ情報登録 お問い合わせ窓口

犬と猫のマイクロチップ情報登録 環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会

電話: 03-6384-5320 E-mail: info@mc.env.go.jp

今まで役場窓口で行っていた手続きはどうなるの?

犬の登録(鑑札の交付)、狂犬病注射済票の交付、飼い主の住所などの変更、死亡などについては、今までどおり、 役場窓口での手続きが必要です。手続きの方法や、手数料などに変更はありません。

※今後変更がある場合は、その都度お知らせします。

【問合せ先】役場健康福祉課(電話 72-0334)